

新型コロナウイルス感染症発生施設見舞金、 応援派遣協力金支給に係るQ&A

静岡県老人福祉施設協議会

I 見舞金編

Q1 見舞金を支給申請した場合に、施設名が対外的に公表されることがあるのか。

A 申請内容について、本会の理事会や総会の場合、事業報告において計数を報告することはありますが、個別の会員施設名が特定される情報を対外的に公表することはありません。

Q2 要綱第2の対象施設の陽性者数について、同一法人内の複数の会員施設を利用している利用者や、兼務している職員に感染者が発生した場合、「陽性者数」は、施設単位で計算して重複計上するのか、重複排除して計算するのか。

A 重複排除して同一人物は1人とカウントします。

Q3 1事業所が見舞金を複数回申請した場合は、申請回数に応じて要綱第2に定める見舞金の支給がおこなわれるのか。

A 見舞金の支給額は、感染者数（利用者、職員）の合計人数が4人以下の場合は2万5千円、5人以上の場合は5万円ですが、これは1回の申請又は1回のクラスターあたりの感染者数の合計ではなく、1年度間の感染者数の合計で判断します。

このため当初4人以下の感染で2万5千円が支給された後に、感染者が発生して合計で5人以上となった場合は、5万円と2万5千円の差額の2万5千円を追給することとなります。

Q4 見舞金の支給については、1施設からの申請は1回のみ申請対象となるのか。

A 1施設において複数回感染症が発生した場合、本会会員施設であればその都度、複数回申請できますが、支給の考え方につきましてはQ3をご参照ください

Q5 特別養護老人ホームと併設デイサービスで同時に感染が発生した場合は、それぞれで申請ができますか。

A 見舞金の申請は、静岡県老施協の会員として会費を納めている施設が申請単位となります。このため特別養護老人ホームと一体として運営されているデイサービスセンター、ショートステイでの感染症発生については、見舞金の申請は会費を納めている特別養護老人ホームとして行うことになります。

なお、特別養護老人ホームとは別に会費を納入いただいているデイサービスセンター（単独デイ）については、独自に見舞金の申請を行うことになります。

Q6 特別養護老人ホーム施設内で運営されている在宅系事業所(訪問介護事業所、居宅介護支援事業所等)の職員が感染症を発症した場合、見舞金の対象となるのか。

A 当会の会員は、会則第3条に記載の老人福祉施設に限られております。したがって、会則に規定のない在宅系事業所の所属職員が感染症を発症した場合については、見舞金支給の対象外となります。

II 協力金編

Q1 全国老施協から協力金の支給を受ける施設について、今回創設の協力金が支給されないのはなぜか。

A 協力金支給要綱の第1「趣旨」の「なお書き」に記載したとおり、今回創設の協力金は、全国老施協の制度見直しに伴い全国老施協の協力金の支給対象から外れることとなった施設に対し、引き続き応援職員派遣にご理解ご協力をいただけるよう、応援派遣推進の環境を整えるため設けたものです。

このため、全国老施協からの協力金の支給が従前どおり引き続き行われる全国老施協の会員施設については本協力金の対象外とし、全国老施協の支給対象から外れた全国老施協非会員施設のみを支給対象とさせていただいたものです。

Q2 見舞金は令和3年4月1日まで遡及されるのに派遣協力金が遡及支給されないのはなぜか。

A 全国老施協の派遣協力金については、従前、全国老施協の会員、非会員を問わず支給対象としてきたため、今までに派遣協力いただいた本会会員施設については、全て全国老施協からの協力金の支給を受けていることから遡及適応の必要はないものとして制度設計を行っております。

Q3 派遣協力金については、1施設より複数人派遣をした場合でも、1施設に対して5万円の支給となるのか。

A 1施設より複数人派遣した場合であっても、人数の規模に関わらず1施設5万円となります。

Q4 派遣協力金については、1施設が複数回の派遣をした場合は回数×5万円の支給が基準となるのか。

A 1施設が複数回の派遣をした場合は、回数×5万円が基準となります。

ただし、派遣先施設が同一で、複数回にわたって派遣する場合には1回とみなします。また、派遣元施設から同時に複数の施設に応援派遣を行う場合には、派遣先施設2施設分（10万円）を上限と致します(全国老協の協力金に準拠)。

Q5 派遣協力金は、私的なつながりで応援派遣をした場合も支給対象となるか。

A 派遣協力金は要綱第2（1）のとおり、静岡県及び本会の要請による応援職員派遣を推進するための環境整備を目的としているものであり、私的なつながりによって応援派遣を行う場合までを支給対象範囲とはしていません。

同様の意味で、同一法人内での応援派遣は本協力金の対象としていません。

Q6 派遣協力金の支給については、1派遣元施設が同一の派遣先施設に複数回派遣した場合でも、申請回数に応じて支給がおこなわれるのか。

A 1派遣元施設から、同一の派遣先施設に対して、複数回派遣を行った場合、令和3年度内のものはまとめて1回とみなします。

Q7 要綱第2(1)の支給対象について、本会会員が派遣元施設または派遣先施設の場合に限るとされているが、具体的に教えて欲しい。

A 本会会員が派遣元施設または派遣先施設の場合の具体例は次のとおりです。

具体事例

例1 本会会員が派遣元施設であるので、派遣先施設がグループホーム等であっても本会会員施設が協力金支給対象となる。

派遣元施設	派遣先施設
本会会員施設	本会会員、本会未加入施設 グループホーム 有料老人ホーム等

例2 派遣先施設が本会会員であるので、本会未加入施設(応援職員登録施設)が協力金支給対象となる。

派遣元施設	派遣先施設
本会未加入施設 (登録施設)	本会会員施設